

大島支庁庁舎再整備方針《ポイント》

- 各地域における県政の総合拠点として平成 19 年 4 月に設置した地域振興局・支庁の庁舎については、老朽化が進行し、順次、再整備の検討が必要な状況。大島支庁管内においては、本庁舎のほか、駐在機関等（支所・駐在機関）として、瀬戸内事務所、喜界事務所、徳之島事務所及び沖永良部事務所の 4 事務所 6 庁舎を設置。
- 大島支庁の庁舎については、令和 4 年度から 5 年度にかけて実施した劣化状況調査の結果により、令和 14 年度末までの建替えが望ましいとされたことなどから、令和 12 年度末頃までの再整備に向けて、「地域振興局・支庁庁舎の再整備の考え方」により、以下のとおり検討を行った。

(1) 総合事務所（本庁舎）の位置

管内市町村の人口や公的機関の集積、交通事情、安全性などを勘案し、実現可能性を検討した結果、奄美市から提案のあった「現在の本庁舎敷地」が最終候補地として適切であると判断し、選定。

考慮事項	検討の視点	配点等	評価
①管内の市町村の人口	管内各市町村の人口の集積	10点	7点
②交通の事情	庁舎への移動時間	10点	10点
③他の官公署との関係	公的機関の集積	10点	10点
④所管区域の地理的状況	危機事象発生時における安全性	減点事項	▲2点
⑤その他	活用可能な土地の状況 等	減点事項	0点
			25点

(2) 駐在機関等の在り方

将来の人口見込みや本庁舎への所要時間など区域の特性等を勘案しつつ、地元町村等からの意見も踏まえ、統合・再編が行政サービスに与える影響等を検証した結果、喜界事務所、徳之島事務所及び沖永良部事務所は存置し、瀬戸内事務所は大島支庁へ統合するものの、公共土木施設の維持管理など日常的に現地での対応が必要な業務は現在の庁舎で継続。

(3) 再整備の手法

民間事業者等を対象に実施したアンケートや、南薩地域振興局庁舎の再整備に当たり実施した調査の結果を踏まえ、事業期間の柔軟な調整や発注者の意向反映、県内企業の参加がしやすい「従来型方式」が適していると判断。